

誓約書

はじめての秋田暮らし応援事業への助成申請に当たり、次のことについて誓約します。
この誓約が虚偽であったこと又はこの誓約に反したことにより不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 県内避難者生活再建支援事業による補助金の交付を受けていないこと及び交付申請をしていないこと。
- 2 移住支援金交付事業による移住支援金の交付を受けていないか又は交付申請をしていないこと並びに移住・就業支援事業実施要領第6-1-(1)-①及び②に掲げる要件に該当していないこと。

該当条文

(移住支援金交付事業)

第6 移住支援金交付事業

1 地方創生推進交付金対象分

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②又は③の要件を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、④に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円（ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。）、単身世帯の場合にあっては60万円の移住支援金を予算の範囲内で支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 本縣市町村に転入したこと。
- b 国から県に対する移住・就業支援事業に係る地方創生推進交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- （イ）就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- （ウ）就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- （エ）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第7の1（1）①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- （オ）求人への応募日が、マッチングサイトに（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- （カ）当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- （キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- （ク）当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

移住・就業支援事業実施要領の全文は、

秋田移住支援金マッチングサイトからご覧いただけます。



[移住・就業支援事業実施要領\(秋田移住支援金マッチングサイト掲載\)](#)